

神戸市家庭支援推進保育事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日常保育における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図るため、家庭支援推進保育事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(事業内容等)

第2条 事業の内容は次のとおりとする。

(1) 対象児童

日常保育における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる保育所入所児童。

(2) 保育士の配置

対象保育所に対し、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項及びその他の補助金等の配置基準に規定する職員のほか、事業の実施のために必要な保育士を配置すること。

(3) 実施内容

前号により配置された保育士は、第1号に定める対象児童に対して処遇の向上を図るため、定期的に家庭訪問をするなど家庭に対する指導を行うこと。

(事業の実施)

第3条 前条に規定する事業については、別に市長が指定する保育所において実施するものとする。

(補助)

第4条 私立の指定保育所については、家庭支援推進保育の円滑な実施のため、別に定めるところにより、補助を行うものとする。

(細則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、家庭支援推進保育の実施について必要な事項は、主管局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月5日から施行し、令和4年年4月1日から適用する。